

## 高知県 100 億企業登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、県内産業の成長を牽引し、スケールアップを目指す企業を後押しするとともに、若者に選ばれる県内企業の増加を図るため、売上高 100 億円規模を目指す成長意欲の高い県内企業を登録する制度について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象事業者)

第2条 本登録制度の対象者は、高知県内に本店を有し、県内において事業活動を行う中小企業であって、次の全てを満たす者とする。

- (1) 売上高が 10 億円以上 100 億円未満であること（企業グループの場合は、グループ全体の売上高の合計が 10 億円以上 100 億円未満であること）  
ただし、グループ内の企業の範囲は、会社法で規定する子会社及び当該子会社の子会社（孫会社）に限る
- (2) 中小企業庁が実施する「100 億宣言」を実施している、または将来的に実施する意思があること
- (3) 100 億企業ネットワーク形成事業における意見交換会に参加すること
- (4) 高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと
- (5) 公序良俗に反する行為や重大な法令違反を行っていないこと
- (6) 県税の滞納がないこと
- (7) 国、地方公共団体及び宗教法人でないこと

### (登録)

第3条 登録を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 高知県 100 億企業登録申請書（様式第 1 号）
- (2) 直近 3 年分の決算書類
- (3) その他必要と認める事項

2 知事は、前項の申請内容が前条の各号の要件を満たすと認めるときは、当該申請者を高知県 100 億企業（以下「登録企業」という。）として登録するものとし、登録企業への個別の通知に代えて、県のホームページへの掲載により登録を公表するものとする。

### (登録の変更)

第4条 登録企業は、提出書類の記載内容に変更が生じたときは、高知県 100 億企業登録内容変更申請書（様式第 2 号）を知事へ提出するものとする。

### (登録の辞退)

第5条 登録企業は、登録の辞退をしようとするときは、速やかに申し出るものとする。

### (登録の取消し)

第6条 知事は、登録企業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 第 2 条第 4 号から第 7 号までに定める登録要件を満たさなくなった場合
- (2) 登録企業が公序良俗に反する行為や重大な法令違反を行った場合
- (3) その他知事が登録の取消しが適当と認めた場合

2 知事は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた登録企業へ通知するものとする。

### (登録取消し後の申請)

第7条 前条第1項第2号または第3号に該当し、登録を取り消された登録企業（以下「登録取消企業」という。）は取消しの日から起算して1年を経過するまでの間は、第3条第1項の登録の申請はできないものとする。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、登録取消企業は取消しの日から起算して3年間を限度として別に定めるまでの間は、第3条第1項の登録の申請はできないものとする。

(登録の期限)

第8条 登録企業の有効期限は、定めないものとする。

2 登録企業が売上高100億円を達成した場合においても、「高知県100億達成企業」として登録を継続するものとする。

(情報の開示)

第9条 登録企業に関して、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示する。

2 知事が知り得た登録企業の情報は、登録企業の許可なく他の事業で使用しないものとする。

(その他)

第10条 登録企業は、県が産業振興のために行う調査・広報等の活動に対して、できる限り協力するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和8年3月12日から施行する。